

	正	誤
ページ段行	誤	正
内閣		
令和六年四月二日外務省告示第百十七号（ビ シュケク市及びチュイ州における医療機材整備計 画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共 和国内閣との間の書簡の交換に関する件） (原稿誤り)		
三三 五 政府		
令和六年四月二日外務省告示第百十六号（バト ケン州における道路維持管理機材及び舗装機材整 備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギ ス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件） (原稿誤り)		
三三 一二一 政府		
終りから (原稿誤り)		
内閣		

	正	誤
ページ段行	誤	正
令和六年四月二日目次欄中 (原稿誤り)		
「一 二 三 四 五 六 七 八 九 終りから」		
政府	内閣	
令和三年九月七日外務省告示第二百九十七号 (人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国 政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に 関する件) (原稿誤り)		
二下 終りから 八 政府		
内閣		
令和四年十月十三日外務省告示第三百四十二号 (人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国 政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に 関する件) (原稿誤り)		
四四 一二 政府		
内閣		
令和五年四月三日(号外第七十一号)外務省告 示第百二十一号(ビシュケク—オシユ道路地吹雪 対策計画のための贈与に関する日本国政府とキル ギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件) (原稿誤り)		
二〇上 一一政府 内閣		